

●公務員とは まずは試験を知ろう！

公務員は「全体の奉仕者」（日本国憲法15条2項）という言葉で表されるように、国民の生活に不可欠な行政サービスを提供し、国民の幸福・福祉の向上を支える重要な仕事です。業務内容は多岐にわたりますが、その仕事の幅広さ・民間企業では取り組むことができないようなスケールが感じられるものが多いこと、身分が安定していることなどから、人気の職業です。

公務員の種類

公務員の種類は、大きく国家公務員と地方公務員に分けられます。

国家公務員は、国の機関で働く職員のこと、採用試験は人事院が実施するものと、各機関が独自に行うものに大別できます。

地方公務員は、都道府県や市区町村の地方自治体で働く職員のこと、採用試験は各自治体ごとに実施されています。

なお、国立大学法人や国立病院機構などの独立行政法人職員については、国家公務員・地方公務員とは異なり公務員には当たりませんが、「みなし公務員」と呼ばれ一定の公務員としての制約を受けることになります。

国家公務員

●総合職（院卒者・大卒程度）

政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員であり、高度な知識、技術又は経験などを必要とする業務に従事する官職で、いわゆるキャリア官僚と呼ばれる将来の中央省庁等の幹部候補生として採用されます。試験は「院卒者試験」と「大卒程度試験」が設けられています。公務員試験の中では最難関の試験です。

●一般職（大卒程度・高卒者・社会人試験（係員級））

政策の実行やフォローアップなどに関する事務をその職務とする係員であり、将来の中堅幹部候補生として採用されます。試験は「大卒程度試験」「高卒者試験」の他に社会人を対象とした「社会人試験（係員級）」があります。

●専門職（大卒程度・高卒程度・社会人試験（係員級））

特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする業務に従事します。試験の種類として、法務省専門職員、外務省専門職員、国税専門官、財務専門官、労働基準監督官などがあります。

●その他（特別職）

裁判所職員（総合職・一般職）、衆議院事務局職員、参議院事務局職員、防衛省専門職員などの職種があり、人事院が実施している国家公務員採用試験とは別に、独立して実施されま

す。

地方公務員

●行政・事務職

本庁や出先機関において、庶務、経理、政策の企画・立案などを担当します。地域に密着した職場ということで、人気が高いですが、近年の倍率は一部の地域を除き低下傾向となっています。

●技術職・専門職

技術職は専門知識を活かした職務に従事する職種で、電気・機械・土木・建築などの募集があります。専門職は資格取得（見込み）が条件となる職種で、保健師・保育士・栄養士などの募集があります。

●警察官

社会の治安を守るために、個人の生命や身体、財産を保護し、犯罪の予防や鎮圧、捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まりなどを行います。採用は各都道府県単位で行われ、他の職種とは別に採用試験が実施されます。

●消防官

火災から人命、財産を守るとともに火災、水難、地震などの災害による被害を極力軽減し、予防にも力を注ぐ仕事です。採用は市町村単位で行われますが、一部例外もあります（例：東京消防庁は都単位、複数の市町村が連携した広域行政組合）。

独立行政法人

●国立大学法人等職員

法人職員として、事務区分採用者は大学等の事務局又は学部等の事務部での総務・人事・財務・学生支援・国際交流・研究支援等の業務を行い、図書業務区分採用者は、図書館・図書室での図書業務を行います。また、技術系採用者は施設管理、教育研究の技術的サポート業務などに従事します。

●国立病院機構事務職員

法人職員として事務職員採用者は、病院運営・経営分析、物品の管理などに関する業務や患者の受付、診療費の算定等医療に関する業務、また、職員の人事・給与・福利厚生、施設の維持管理などに関する業務などに従事します。

公務員試験の区分

国家公務員・地方公務員には、多種多様な仕事があり、それに応じて様々な区分で採用が行われています。試験区分は、職種や仕事内容の区分を表すだけでなく、採用試験における専門試験の出題分野や、勤務地による区分を表す場合もあるので、受験案内(募集要項)をよく読んで確認しておく必要があります。

<行政系・事務系>

各省庁やその出先機関、県庁・市役所などで働き、行政全般の幅広い業務に携わります。幅広い経験を積めることから、ゼネラリストとして活躍することが可能です。行政系・事務系は、採用試験の専門科目の出題分野の違いによって、さらに「法律」区分や「経済」区分を設けている試験もあります。

<心理系>

法務省専門職員、裁判所職員、地方公務員の心理系公務員などとして、心理学の知識や技能を活用する仕事に携わります。一般的には、採用試験の専門科目に心理学があります。基本的には、無資格で受験できることが多いですが、「臨床心理士」の資格が必要とされる場合もあります。

<福祉系>

文部科学省や厚生労働省の福祉職、法務省専門職員、地方公務員の福祉系公務員などとして、福祉業務に携わります。多くの場合「社会福祉士」や「精神保健福祉士」といった資格が必要になりますが、無資格でも受験可能な場合もあります。

<専門職系>

専門的な知識や技能が必要な職種です。たとえば、外務省に勤務する「外務省専門職員」や国税庁に勤務する「国税専門官」、財務省に勤務する「財務専門官」などがこれにあたります。

<技術系>

土木、建築、電気、機械、化学、農業・農学などの専門知識を活用し、暮らしやすい社会を実現する仕事に携わります。試験は様々な区分に分けて実施されます。志望する区分や自治体によっては、募集がない場合もあるので注意が必要です。

<公安系>

警察官、消防官といった、住民の命や財産を守る仕事に携わります。そのほか、皇居などの警備を行う皇宮護衛官も公安系です。受験資格として身長・体重といった身体基準をクリアすることが必要で、また採用試験においては体力検査が課されます。

<資格免許職>

看護師、保健師、獣医師、栄養士といった資格をもち、各専門分野のスペシャリストとして働く職員です。受験資格として、各分野の国家資格や免許が必要になります。

受験資格

公務員試験の受験資格は、試験ごとに異なります。事前に、受験案内(募集要項)などをよく読んで確認しておく必要があります。

欠格事由

国家公務員法、地方公務員法には欠格条項が設けられており、これに該当する人は、公務員試験を受験することはできません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 公務員としての懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学歴要件

公務員試験の多くは、大卒程度、短大卒程度、高卒程度などの区分に分かれていますが、これは試験で求められる学力レベルの目安として示されたもので、基本的には学歴は不要です。つまり、**大卒程度の試験だからといって、必ずしも「大学を卒業した者(また卒業見込みの者)」である必要はなく、逆に、高卒程度の試験を大卒者が受験することも可能です。**ただし、試験によっては、学歴要件を設けている場合もあるので確認が必要です。

年齢要件

ほとんど全ての試験において、年齢要件が課せられており、大卒程度の試験の場合は30歳前後、高卒程度の試験の場合は20代前半を上限とすることが多いです。ただし、地方公務員試験の場合、近年**年齢上限を緩和する自治体が増加**しており、59歳まで受験可能(実質的に上限なし)という自治体もあります。年齢要件は、試験区分や自治体によって異なってくるので、受験案内(募集要項)などで必ず確認する必要があります。

身体基準

警察官、消防官といった公安系の採用試験において、かつては身長・体重などの身体基準が設けられていました。近年では、幅広く優秀な人材を確保することを理由に、**身長・体重などの身体基準は撤廃されつつあります。**ただし、試験によっては、依然として身長・体重などの身体基準が設けられているので注意が必要です。また、身長・体重の基準はなくても、視力や聴力等に一定の基準がある場合があります。

●公務員試験の日程と試験内容

試験日程

＜国家公務員一般職の場合＞ ※試験日程は年度により変更となる場合があります。

大卒程度	日程
受付期間	2月下旬～3月下旬
1次試験	6月上旬の日曜日
2次試験	7月中旬～下旬
最終合格発表	8月中旬

高卒程度	日程
受付期間	6月中旬～下旬
1次試験	9月上旬の日曜日
2次試験	10月上旬～中旬
最終合格発表	11月中旬

＜地方公務員試験の場合＞ ※試験日程は年度により変更となる場合があります。

大卒程度	日程
受付期間	4～5月頃
1次試験	6月中旬の日曜日
2次試験	7～8月頃
最終合格発表	8～9月頃

高卒程度	日程
受付期間	7～8月頃
1次試験	9月下旬の日曜日
2次試験	10月頃
最終合格発表	10～12月頃

